

案

石川県地域防災計画

—— 津波災害対策編 ——

平成 24 年 作 成

石川県防災会議

石川県地域防災計画（津波災害対策編）目次

津波災害対策編

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 性格及び基本方針	1
第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 本県の特質と既往の津波災害	8
第5節 津波浸水想定調査における地域の危険性	15
第2章 津波災害予防計画	23
【津波災害予防計画の体系】	23
【津波災害に強い県民の育成】	23
第1節 防災知識の普及 （危機管理監室、教育委員会、市町、防災関係機関）	24
第2節 県民及び事業所のとるべき措置 （危機管理監室、市町）	27
第3節 自主防災組織の育成 （危機管理監室、農林水産部、市町）	30
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 （県民文化局、関係部局、市町、関係機関）	32
第5節 防災訓練の充実 （危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所）	34
【津波災害に備える強い組織体制づくり】	36
第6節 防災体制の整備 （全部局、市町、防災関係機関）	37
第7節 通信及び放送施設災害予防 （危機管理監室、市町、防災関係機関、放送事業者）	40
第8節 消防力の充実、強化 （危機管理監室、市町）	43

第9節	水害予防	46
	(農林水産部、土木部、市町、国土交通省)	
第10節	避難体制の整備	48
	(危機管理監室、健康福祉部、土木部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関)	
第11節	災害時要援護者対策	52
	(危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町)	
第12節	緊急輸送体制の整備	55
	(危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町)	
第13節	医療体制の整備	59
	(健康福祉部、市町、防災関係機関)	
第14節	健康管理活動体制の整備	64
	(健康福祉部、市町)	
第15節	こころのケア体制の整備	65
	(健康福祉部、市町)	
第16節	食料及び生活必需品等の確保	66
	(危機管理監室、県民文化局、農林水産部、市町)	
第17節	積雪・寒冷対策	68
	(土木部、市町、防災関係機関)	
【津波災害に強い県土づくり】		70
第18節	建築物等災害予防	71
	(危機管理監室、土木部、教育委員会、市町)	
第19節	公共施設災害予防	73
	(環境部、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関)	
第20節	危険物等災害予防	80
	(健康福祉部、危機管理監室、警察本部、市町、防災関係機関)	
第3章 津波災害応急対策計画		85
第1節	初動体制の確立	87
	(危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	
第2節	津波警報・注意報の発令	101
	(危機管理監室、土木部、警察本部、金沢地方気象台、市町、防災関係機関)	
第3節	災害情報の収集・伝達	111
	(危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	
第4節	通信手段の確保	126
	(危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力、JR西日本、防災関係機関)	

第5節	消防防災ヘリコプターの活用……………	132
	(危機管理監室、市町)	
第6節	災害広報……………	135
	(県民文化局、危機管理監室)	
第7節	消防活動……………	139
	(危機管理監室、市町、消防本部)	
第8節	自衛隊の災害派遣……………	143
	(危機管理監室、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関)	
第9節	避難誘導……………	149
	(危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町)	
第10節	災害時要援護者の安全確保……………	156
	(健康福祉部、危機管理監室、観光交流局、市町)	
第11節	災害医療及び救急医療……………	160
	(健康福祉部、危機管理監室、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関)	
第12節	健康管理活動……………	167
	(健康福祉部、市町)	
第13節	救助・救急活動……………	169
	(危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関)	
第14節	水防活動……………	171
	(土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)	
第15節	災害救助法の適用……………	172
	(危機管理監室、土木部、関係各部局、市町)	
第16節	災害警備及び交通規制……………	177
	(警察本部、海上保安部、道路管理者)	
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬……………	185
	(健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町)	
第18節	危険物の応急対策……………	187
	(危機管理監室、健康福祉部、文部科学省原子力安全局、警察本部、消防本部、事業者)	
第19節	ライフライン施設の応急対策……………	190
	(北陸電力、NTT西日本、ガス事業者、環境部、市町下水道事業者)	
第20節	公共土木施設等の応急対策……………	195
	(土木部、農林水産部、市町、放送事業者、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、大阪航空局小松空港事務所、大阪航空局能登空港出張所、能登空港管理事務所、防災関係機関)	
第21節	給水活動……………	201
	(環境部、市町)	
第22節	食料の供給……………	205
	(農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町)	
第23節	生活必需品の供給……………	207
	(県民文化局、危機管理監室、市町、防災関係機関)	
第24節	障害物の除去……………	209
	(環境部、土木部、農林水産部、市町、施設管理者)	

第25節	輸送手段の確保 (企画振興部、危機管理監室、自衛隊、海上保安部、市町、J R 西日本、J R 貨物、 のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関)	211
第26節	こころのケア活動 (健康福祉部、市町)	214
第27節	防疫、保健衛生活動 (健康福祉部、環境部、市町)	216
第28節	ボランティア活動の支援 (県民文化局、市町、関係機関)	220
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 (環境部、市町、事業主)	223
第30節	住宅の応急対策 (土木部、市町)	227
第31節	文教対策 (県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部)	230
第32節	応急金融対策 (商工労働部、日本銀行、北陸財務局、関係行政機関)	234
第4章	復旧・復興計画	237
第1節	公共施設災害の復旧 (関係各部局、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関)	237
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (関係各部局、教育委員会、市町、防災関係機関)	239
第3節	災害復旧資金 (総務部、北陸財務局、郵便事業株式会社北陸支社)	241
第4節	被災者への支援 (健康福祉部、危機管理監室、商工労働部、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関)	242
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置 (総務部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関)	244
第6節	災害義援金及び義援物資の配分 (健康福祉部、企画振興部、出納室、日本赤十字社石川県支部、市町)	246
第7節	復興計画 (全部局、市町、防災関係機関)	248